

## 令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等 調査特別委員会の調査経費についての決議

令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査に要する経費は、6,000,000円以内とする。

## 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保すること。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
3. 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

—各宛

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林の維持保全により、地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

### 記

1. 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
2. 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。
3. 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。
4. 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

各宛

## 大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減災事業債」の期間延長を求める意見書

地震、津波、台風、豪雨等による自然災害は、近年、大規模化・多様化・複雑化する傾向にあり、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような災害リスクから国民の生命と財産を守り、わが国の社会経済活動を将来にわたって維持・発展させるためには、国と地方が一体となり、日本全体で防災・減災の取組みをはじめ、元の生活に早く戻るための早期復旧の取組み（縮災対策）を強化する「国土強靱化」を一層加速させることが不可欠であり、本市においても、厳しい財政状況の中、優先順位を付け、防災・減災・縮災対策を着実に実施しているところではあるが、必要な財源をいかに確保するかという課題に常に直面している。

「緊急防災・減災事業債」は、①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入など、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっており、大阪府内の各市町村においても指定避難所となる学校体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化、情報伝達のための防災無線屋外拡声子局の増設など、積極的に活用されているところであるが、本制度は、令和2年度をもって終了の予定とのことで、本市が事業計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

よって、国においては、地方公共団体が、引き続き、防災・減災・縮災対策にスピード感をもって取り組めるよう、令和2年度までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和3年度以降も継続するとともに、本制度の恒久化を含め、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣

各宛

## 天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催を求める意見書

「全国豊かな海づくり大会」は、水産資源の保護管理と海や湖沼河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じ、明日の日本の漁業の振興と発展を図ることを目的に、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、都道府県ごとに毎年各地で開催されている大会であり、2020年は宮城県、2021年は兵庫県での開催がすでに決まっている。

産業の発展により、近年、国民の生活水準は向上したが、これに伴い沿岸域の環境は悪化、水産資源は減少傾向にあり、これら水産資源の回復という国民的課題への対策として、幼稚魚放流を中心とする栽培漁業の推進や沿岸域の清掃、植樹運動など、水産資源の涵養のための様々な取り組みが全国で展開されている。

万葉集に「妹（いも）がため貝を拾（ひり）ふと茅渟の海（ちぬのうみ）に濡れにし袖は干せど乾かず」と歌われ、古来、茅渟の海と称され、永く歌い継がれている大阪湾では、府民の皆様が大阪湾の環境及び漁業への理解を深めていただくため、「美しく豊かな大阪湾をみんなの手で取り戻そう」を合言葉に、「魚庭（ないわ）の海づくり大会」が、関係機関との連携のもと毎年開催されているなど、漁を営む漁業関係者をはじめ市民参画の取り組みによって、海を守ろうという活動が積極的に行われており、ここ大阪で、「全国豊かな海づくり大会」が天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催されれば、大阪湾の再生など豊かな海づくりの機運が更に高まり、わが国の海の恵みと美しさを人々が長く享受できることにつながると期待される。

よって、本市議会は、大阪府に対し、「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催に向け、全力で取り組まれるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

大阪府知事宛

## 大規模自然災害に備えた早急な治水対策を求める意見書

昨今、地球温暖化などの気候変動が一因と言われる大規模自然災害が頻繁に発生し、我が国においても毎年、全国各地で甚大な被害を及ぼしている。平成26年8月豪雨の広島市土砂災害をはじめ、平成30年7月豪雨では西日本を中心に、令和元年10月の台風19号による豪雨では東日本を中心に観測史上最大の豪雨により、多数の河川氾濫等が発生した。

これらの状況より、頻発化する大規模自然災害に対する現状の治水対策では十分ではなく、とりわけ河川氾濫による社会基盤への被害を低減させるための河道掘削を含む河道拡幅、護岸の嵩上げ等の堤防強化等、早急な治水対策が必要であることが明白となった。

本市内を流れる一級河川においても、過去に護岸損傷や護岸崩壊等の豪雨による被害が発生しており、事前の治水対策は喫緊の課題となっている。

一方、国においては、これら大規模自然災害に起因する各地で相次ぐ河川氾濫の発生を受け、全国の自治体の治水対策を強化することを目的として、河川の川底を掘り、土砂やごみを取り除くことで河川の水位を低下させる浚渫（しゅんせつ）工事や堤防強化等に係る財政支援等の緊急対応を行うこととしている。

よって、当該河川管理事業を所管する大阪府においては、国及び本市当局と一層協力され、一級河川西除川、同東除川及び同平尾小川をはじめとする、本市区域内河川の河道拡幅や護岸の嵩上げ等の治水対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

大阪府知事宛

## 災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の 人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書

昨年11月、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律が、賛成多数で可決・成立した。

これにより、自衛官候補生の初任給が「8,600円」増の「142,100円」に引き上げられるなど、自衛隊員の待遇改善が一定図られることとなるが、近年の自衛官候補生の採用状況に目を移せば、2013年を最後に、計画を上回る人員を確保できず、防衛省としても、採用上限年齢の引上げや女性隊員の配置制限撤廃など人員確保策を講じてはいるものの、充足率低下に歯止めがかからない状況が続いている。

このような状況が続けば、大規模災害時における人命救助や支援活動、ひいては将来の日本の安全保障に重大な支障をきたしかねず、もはや自衛隊の人員確保は日本の安全保障上、喫緊の課題である。

よって国におかれては、自衛隊の人員確保のため、今般の法律改正にとどまることなく、さらなる給与引上げや危険手当の拡充など待遇改善策を速やかに講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
防衛大臣

各宛

## 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化に関する要望決議

新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴い、4月16日、特に重点的な対応が必要とされる都道府県、すなわち特定警戒都道府県に本市を包含する大阪府が指定された。

このような状況の下、本市においては様々な支援施策を実施していただいているところであるが、市内の事業者や市民に対する支援、補償が十分に及んでいない。

そのような現下の状況に対応し、本市議会は本日、堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を議員提出にて提案し可決成立させたところである。

ついで、市長及び市執行部におかれては、本条例の施行により削減した予算並びに令和2年度における本市議会議員の国内各都市への調査視察旅費を減額し、都合5,000万円の予算を有効に活用していただき、その財源を本市独自の市内の事業者や市民に対する支援に資する新型コロナウイルス感染症対策施策に充当いただくよう強く要望するものである。

以上、決議する。

令和2年5月18日

堺市議会

堺市長 宛

## 世界遺産と魅力的なまちづくり調査特別委員会を廃止する決議

世界遺産と魅力的なまちづくり調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和2年5月25日

堺市議会

## 強靱でしなやかな社会実現調査特別委員会を廃止する決議

強靱でしなやかな社会実現調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和2年5月25日

堺市議会

## 少子化対策の拡充として不妊治療の実態調査及び助成額の引き上げ、所得制限の見直しを求める意見書

未婚率の上昇や晩婚化・晩産化などを背景として少子化が進行しており、平成30年の出生数は過去最低の91万8,400人となった。こうした状況の下、国の活力を維持していくためには、少子化対策が喫緊の課題である。

一方、晩婚化・晩産化の進行に伴って、3組に1組の夫婦が不妊に悩んでおり、5.5組に1組の夫婦が不妊検査や不妊治療を受けていると言われている。また、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）には医療保険が適用されず、一般的に1回当たり30万円から60万円の費用がかかるとされている。国は平成16年度に、不妊治療に係る経済的負担の軽減を目的として、特定不妊治療に係る費用の一部を助成する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」（以下「特定治療支援事業」という。）を開始した。しかし、特定治療支援事業は、1回の治療について15万円（初回の治療に限り30万円）を上限として治療費の助成を行うものに過ぎず、経済的支援として不十分である。

よって国におかれては、不妊に悩む方をさらに支援するため、医療保険の適用対象とすることを視野に入れ、まずは実態調査を行い、助成額の引き上げ、所得制限の見直しと合わせて治療に専念できる総合的な基盤整備を早急に実施すること及び人工授精について特定治療支援事業の対象として認めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
（少子化対策）

各宛

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
6. 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
まち・ひと・しごと  
創生担当大臣  
経済再生担当大臣

各宛

## 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣—各宛  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣  
( 防 災 )

## ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9,000件を超えた。7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしているが、追いついていない状況にない。

そこで政府におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

1. ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
2. 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善および予算措置を図ること。
3. ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
4. ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実にはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口を訪なければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 全国5万カ所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。
2. マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐの実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
3. マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
4. 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
(防災)

各宛

## 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

1. 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
2. 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
3. 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
4. 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
行政改革担当大臣  
デジタル改革担当大臣  
情報通信技術（IT）  
政策担当大臣  
内閣府特命担当大臣  
（マイナンバー制度）

各宛

## 国会での憲法論議の推進及び国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の基本原則の下、我が国における平和と民主主義の発展に大きな役割を果たしてきた。今後もこの三大基本原則は、堅持されなければならない。

一方、日本国憲法の施行以来70余年が経過した今日、我が国をめぐる国際情勢や国内における社会の大きな変化を踏まえ、国民の安全及び福祉の向上に対応していくことが求められている。

このような状況の中、平成19年に日本国憲法の改正手続に関する法律の成立により、国会に憲法審査会が設置され、日本国憲法第96条に定める国民投票が可能となったが、国会での議論が進展しているとは言い難い状況である。

日本国憲法は、第98条に規定されているとおり最高法規であり、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきものである。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
内閣官房長官		

## 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

### 記

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
4. 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
5. 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
6. 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
7. 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
8. 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
9. 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
法務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	

## 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
3. 不妊治療と仕事の両立ができる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
4. 不育症への保険適用や助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
2. 犯罪被害者等補償法を制定して犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
3. 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長

各宛

## 30人学級の実現を求める意見書

次代の社会を担う子どもたちの多様な資質・能力を最大限育成するためには、基礎的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むなどの学力の重要な3つの要素を育成する新学習指導要領の着実な実施を図る必要がある。

こうした中、長時間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させるためには、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、すべての子どもたちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題である。よって、義務教育段階にある子どもたちに対して、身体的距離の確保をしっかりと行うとともに、子どもたち一人ひとりの個性に応じた、きめ細やかな対応ができるのが少人数学級である。豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化につながると共に、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ共に学び、共に育つインクルーシブ教育を推進し、本市の「未来をつくる教育プラン」にある「それぞれの世界にはばたく“堺っ子”」の育成を進めていくうえで、少人数学級の更なる拡充が必要である。

令和2年5月1日現在の本市教育委員会の統計によれば、小学校においては38人を超えている学級は3年生から6年生において、国基準で10%、2年生は11%。35人を超えている学級は、国基準で2年生30%、3年生から6年生が29%、中学校においては38人超え学級が23%、35人超え学級は63%となっている。

義務教育段階における子どもたちの個別最適な学びを実現し、コロナ禍にあってもすべての子どもたちの安全な学びを保障するためには、学級規模を30人以下にする取り組みを計画的に進めていくことが求められる。これらを実現するためには、所要の教職員数や教室数の確保が必要となり、各都道府県及び政令指定都市においても、多額の財政負担を生じさせることが予想される。このような課題を解決するためには、義務教育の機会均等とその確保について責務を負う国において、所要の措置を講じるべきであると考えます。

よって政府は、学級編成基準の見直しと教職員定数の改善を図ると共に、教職員の増配置や学校施設の改修等に必要な財政措置を講じることにより、地方公共団体が所要の教職員及び教室の確保に見通しを持って、計画的に取り組むことができるような方策を示されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
教育再生担当大臣

各宛

## 多子世帯の保育料無償化の延期について措置を求める決議

本年9月1日発行の「広報さかい」に「来年度から予定していた市独自の第2子の0～2歳児の保育料無償化については、コロナウイルス感染症の影響などによる市の財政状況を踏まえ、延期します」との記事が掲載された。来年度に予定していた市独自の第2子0～2歳児の保育料無償化の対象者は単年度で約3,000人にも上り、この対象世帯にあたる影響は非常に大きい。

本年9月の決算審査特別委員会において、市当局は、現時点で未実施の事業であることを理由に延期を決定したと答弁したが、未実施の事業といっても、長期間にわたって来年度以降の確実な実施を表明してきた事業であり、この事業が実施される予定に基づいて、既に、復職時期、本市への転出入、第2子の出産等の人生計画を定めてきた対象世帯は多く存在する。未実施だからといって影響が殆ど無いわけではなく、対象世帯の人生計画に変更を迫るものである。

以上のことから、堺市議会は、堺市当局に対し、対象世帯の救済措置を講じるために、予算確保に向けて努力するように求める。

以上決議する。

令和2年12月18日

堺市議会

堺市長 宛

## 堺市の財政状況を踏まえ積極的な行財政改革を求める決議

堺市の令和元年度決算は、経常収支比率が100%を超え、財政の硬直化が一層進み、政策の自由度が減少し、機動的な財政上の対応余地も狭められることになる。人口減少・少子高齢化が加速し、更なる収支の悪化も見通される中、「堺財務戦略」を策定し、ここ数年は恒常的に基金を取り崩す財務運営であり、本年2月には悪化しているとの現状分析や市債残高の上限や財政調整基金目標額の設定等、認識の見直しを図りつつあったところである。その最中に発生した新型コロナウイルスの感染拡大による影響は甚大で、令和3年度予算編成には大幅な基金の取り崩しが必要であり、このままの状態が続けば、令和4年度には予算編成は一層厳しいものとなる。

今、堺市が置かれている状況は毎年の資金繰りであるキャッシュフローに余裕がないため、このままでは将来に向けて持続可能な市政運営を行うことが厳しい状況に陥る。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、終息をめざすためにも、広く市民の皆様へ現状をご理解いただき、共にこの状況を乗り越えていくよう邁進していくことが必要不可欠であり、市民の生命・健康を保持することを前提とし、財政状況の認識共有を図り、これまで以上に積極的な行財政改革に取り組むよう求める。

以上、決議する。

令和2年12月18日

堺市議会

堺市長 宛